第7章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章　新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

7-105 の 3　眠気警報装置

7-105 の 3-1　装備要件

自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、7-105 の 3-2 に適合する眠気警報装置を備えなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車については、当分の間、眠気警報装置に係る基準を適用しない。（保安基準第 43 条の 11 関係、適用関係告示第 51 条の 7 第 2 項関係）

① 二輪自動車
② 側車付二輪自動車
③ 三輪自動車
④ 大型特殊自動車
⑤ 最高速度 70km/h 以下の自動車
⑥ 被牽引自動車

7-105 の 3-2　性能要件（視認等による審査）

(1) 眠気警報装置は、運転に支障を及ぼすおそれのある運転者の眠気を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能に関し、視認等により審査したときに、次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 11 関係、細目告示第 145 条の 7 第 1 項関係）

① 走行時において確実に機能するものであること。
この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

② 眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

③ 警報の停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動したときを除く。）に警報の停止状態が解除されるものであること。
この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。
ア　運転者席の扉の解放
イ　最大 15 分間の原動機の停止状態（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止状態を除く。）

④ 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

(2) 指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のない眠気警報装置は（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 145 条の 7 第 2 項関係）

7-105 の 3-3　欠番

7-105 の 3-4　適用関係の整理

(1) 次に掲げる自動車には、眠気警報装置の基準は適用しない。（適用関係告示第 51 条の 7 関係）

① 令和 13 年 8 月 31 日以前に製作された自動車
② 令和 13 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
ア　令和 13 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車
イ　令和 13 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、同年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と眠気警報装置に係る性能が同一のもの
③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録された保安基準適用年月日が令和 15 年 8 月 31 日以前のもの

8-105 の 3　眠気警報装置

8-105 の 3-1　装備要件

自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、8-105 の 3-2 に適合する眠気警報装置を備えなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車については、当分の間、眠気警報装置に係る基準を適用しない。（保安基準第 43 条の 11 関係、適用関係告示第 51 条の 7 第 2 項関係）

① 二輪自動車
② 側車付二輪自動車
③ 三輪自動車
④ 大型特殊自動車
⑤ 最高速度 70km/h 以下の自動車
⑥ 被牽引自動車

8-105 の 3-2　性能要件（視認等による審査）

(1) 眠気警報装置は、運転に支障を及ぼすおそれのある運転者の眠気を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能に関し、視認等により審査したときに、次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 43 条の 11 関係、細目告示第 223 条の 7 第 1 項関係）

① 走行時において確実に機能するものであること。
この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

② 眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

③ 警報の停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動したときを除く。）に警報の停止状態が解除されるものであること。
この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。
ア　運転者席の扉の解放
イ　最大 15 分間の原動機の停止状態（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止状態を除く。）

④ 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

(2) 指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のない眠気警報装置は（1）の基準に適合するものとする。（細目告示第 223 条の 7 第 2 項関係）

8-105 の 3-3　欠番

8-105 の 3-4　適用関係の整理

7-105 の 3-4 の規定を適用する。